

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

			資料番号	6	担当課	農地・担い手対策室
法令名	農地中間管理事業の推進に関する法律	根拠条項	15-1	不利益処分の種類	農地中間管理機構の指定の取消し	
<p>○農地中間管理事業の推進に関する法律（抄） （平成25年12月13日法律第101号）</p> <p>第15条 都道府県知事は、農地中間管理機構が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>一 農地中間管理事業を適正かつ確実に行うことができないと認められるとき。</li><li>二 不正な手段により指定を受けたとき。</li><li>三 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。</li><li>四 第8条第1項の認可を受けた農地中間管理事業規程によらないで農地中間管理事業を行ったとき。</li></ul> <p>2 都道府県知事は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公告しなければならない。</p>						